

大 正 大 学 学 則

令和 7 年 4 月 1 日 施行

第 2 編 学 則

○ 大 正 大 学 学 則

(昭 和 24 年 3 月 25 日 認 可)

改正	昭和29年4月1日	昭和60年4月1日	平成11年4月1日	平成25年4月1日	令和2年6月18日
	昭和44年4月1日	昭和61年4月1日	平成12年4月1日	平成26年4月1日	令和2年9月1日
	昭和46年4月1日	昭和62年4月1日	平成13年4月1日	平成26年9月1日	令和2年9月18日
	昭和47年4月1日	昭和63年4月1日	平成14年4月1日	平成27年4月1日	令和2年12月1日
	昭和48年10月1日	平成元年4月1日	平成15年4月1日	平成28年4月1日	令和3年1月1日
	昭和50年4月1日	平成2年4月1日	平成16年4月1日	平成28年12月6日	令和3年4月1日
	昭和53年4月1日	平成3年4月1日	平成17年4月1日	平成29年4月1日	令和4年4月1日
	昭和53年12月27日	平成4年4月1日	平成18年4月1日	平成29年10月1日	令和5年4月1日
	昭和54年4月1日	平成5年4月1日	平成19年4月1日	平成30年4月1日	令和6年4月1日
	昭和55年4月1日	平成6年4月1日	平成20年4月1日	平成30年6月6日	令和7年4月1日
	昭和56年4月1日	平成7年4月1日	平成21年12月9日	平成31年4月1日	
	昭和57年4月1日	平成8年4月1日	平成22年4月1日	令和元年6月11日	
	昭和58年4月1日	平成9年4月1日	平成23年4月1日	令和元年7月1日	
	昭和59年4月1日	平成10年4月1日	平成24年4月1日	令和2年4月1日	

目 次

第 1 章 総 則	-----	4
第 1 節 目 的	-----	4
(目 的)		
(自 己 点 検 ・ 自 己 評 価)		
(教 育 内 容 等 改 善 の た め の 組 織 的 な 研 修 等)		
(情 報 公 開)		
第 2 節 組 織	-----	4
(学 部)		
(大 学 院)		
(別 科)		
(附 属 研 究 所)		
(附 属 図 書 館)		
(事 務 局)		
(T S R マ ネ ジ メ ン ト 推 進 機 構)		
(総 合 学 修 支 援 機 構 D A C)		
(B S R 推 進 室)		
第 3 節 職 員 組 織	-----	5
(職 員 組 織)		
(職 員 会)		
第 4 節 教 授 会	-----	6
(教 授 会)		
(代 議 員 会)		
第 5 節 学 年 ， 学 期 ， 休 業 日	-----	7
(学 年)		
(学 期)		
(休 業 日)		
(創 立 記 念)		
第 2 章 学 部 通 則	-----	7
第 1 節 修 業 年 限 及 び 在 学 年 限	-----	7
(修 業 年 限)		
(在 学 年 限)		
(進 級)		

第 2 節	入学-----	8
	(入学の時期)	
	(入学資格)	
	(入学者の出願)	
	(入学者の選考及び入学許可)	
	(入学手続き)	
第 3 節	再入学，編入学，転学部，転学科及び転学-----	9
	(再入学・編入学)	
	(転学部・転学科)	
	(転学)	
第 4 節	教育課程及び履修方法等-----	10
	(授業科目)	
	(授業科目の履修方法)	
	(他の大学等における授業科目の履修)	
	(大学以外の教育施設等における学修)	
	(入学前の既修得単位等の認定)	
	(履修登録)	
	(試験)	
	(単位の認定)	
	(成績の評価)	
第 5 節	休学・復学・退学及び除籍-----	12
	(休学)	
	(復学)	
	(退学)	
	(除籍)	
第 6 節	留学-----	13
	(留学)	
	(留学の資格)	
	(出願手続き)	
	(留学期間)	
第 7 節	卒業及び学位-----	13
	(卒業)	
	(学士号)	
第 8 節	賞罰-----	13
	(表彰)	
	(懲戒)	
第 9 節	奨学生-----	14
	(奨学生)	
第 10 節	厚生施設-----	14
	(厚生施設)	
第 11 節	外国人特別生，委託生及び科目等履修生-----	14
	(外国人特別生)	
	(委託生)	
	(科目等履修生)	
	(教職特別課程)	
第 12 節	入学検定料，学費等-----	14
	(入学検定料・学費等)	
	(学費等)	
第 13 節	公開講座-----	15
	(公開講座)	
第 14 節	改廃-----	15

(改廃)

附則----- 15

別表----- 25

第1章 総則
第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、仏教精神により、人間を総合的に理解し、人類の福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上と特色をより発揮し、その目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

(教育内容等改善のための組織的な研修等)

2 前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

第2条の2 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(情報公開)

第2条の3 本学は、法令に基づき、教育研究活動等の状況について積極的に公表する。

2 自己点検・評価の結果の概要は、原則として公表するものとする。

3 自己点検・評価に関する委員会は、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学に、次の学部・学科を置く。

仏教学部	仏教学科
人間学部	人間科学科 社会福祉学科
臨床心理学部	臨床心理学科
文学部	人文学科 日本文学科 歴史学科
表現学部	表現文化学科 メディア表現学科
地域創生学部	地域創生学科 公共政策学科

2 前項の各学部に置く学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
仏教学部	仏教学科	100名	33名	466名
人間学部	人間科学科	120名	2名	484名
	社会福祉学科	65名	2名	264名

臨床心理学部	臨床心理学科	110名	2名	444名
文学部	人文学科	65名	2名	264名
	日本文学科	70名	2名	284名
	歴史学科	160名	2名	644名
表現学部	表現文化学科	80名	—	320名
	メディア表現学科	155名	—	620名
地域創生学部	地域創生学科	100名	—	400名
	公共政策学科	100名	—	400名
合 計		1,125名	45名	4,590名

3 学部の学科ごとの人材育成並びに教育研究の目的は別の規程に定める。
(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(別科)

第5条 本学に別科を置く。

2 別科に関する規則は、別に定める。

(附属研究所)

第6条 本学に、次の研究所を置く。

大正大学総合仏教研究所

大正大学カウンセリング研究所

大正大学地域構想研究所

大正大学エンrollment・マネジメント研究所

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

第8条 削除

(事務局)

第9条 本学に、事務局を置く。

第9条の2 本学に、次の機構を置く。

総合学修支援機構DAC

リレーションシップ・マネジメント推進機構

2 リレーションシップ・マネジメント推進機構に、次のセンターを置く。

アドミッションセンター

ブランディングセンター

キャリアセンター

第9条の3 削除

第9条の4 削除

第3節 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に学長、副学長、学部長、学長補佐を置く。

(1) 学長は校務をつかさどり、教職員を統督する。

(2) 副学長は学長を助け、命を受けて公務をつかさどる。

(3) 学部長は学長及び副学長を助け、命を受けて当該学部に関する事項を統轄する。

(4) 学長補佐は学長の命を受けて、学務に関する事項を補佐する。

第11条 本学に教育職員及び事務職員を置く。

(1) 教育職員は、専任の教授、准教授、講師、助教、特任教員、任期制教員とする。

(2) 教育職員に名誉教授、特命教員、招聘教授、特遇教授、客員教員、インストラクタ及び非常勤講師を置くことができる。

(3) 事務職員は、事務局長、副事務局長、部長、部長補佐、課長、統括主幹、係長、主任、課員とする。

(4) 事務局長は、学長を補佐し、事務全般を統轄する。

(5) 事務職員は、その執務内容により事務系、技術系に区分する。

(基幹教員)

第11条の2 各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については、本学の教育研究に専ら従事し、教育課程の編成その他の学部等の運営について責任を担う学部の種類及び規模に応じて定める教員（以下「基幹教員」という。）が原則として担当する。

2 前項の規定にかかわらず、1年につき8単位以上の本学の教育課程に係る授業科目を担当し、教育課程の編成その他の学部等の運営について責任を担う者も基幹教員とする。

3 主要授業科目以外の授業科目については、なるべく基幹教員が担当する。

4 本学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

(職員会)

第12条 職員会は、事務職員をもって構成し、事務遂行に必要な事項について協議する。

2 構成員については別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第13条 学部に教授会を置き、専任の教授、准教授、講師、特任教員及び任期制教員をもって構成する。

(1) 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。学部長に支障のあるときは、教授会が選定した教授がこれを代行する。

(2) 学部長は、必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

第14条 学長は、教授会を統合した教授会連合会を招集し、副学長がその議長となる。

2 学長は、必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

第15条 教授会連合会は、次の事項を審議する。

(1) 教育課程の編成に関する事項

(2) 学位授与に関する事項

(3) 学生の入学及び卒業に関する事項

(4) 学生の懲戒に関する事項

(5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

(6) 学則の改廃及び教育研究に関する学内諸規程の制定、改廃に関する事項

- (7) 学長の諮問する事項
 - (8) その他教育研究に関する事項
- 2 次に掲げる事項については、学長が決定を行うに当たって教授会連合会が意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会連合会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
(代議員会)

第16条 教授会連合会は、構成員の一部をもって構成する代議員会を置き、第15条について審議を委ねることができる。

- 2 代議員会は、第15条第2項に掲げる事項について、教授会連合会に代わり、意見を述べるものとする。
- 3 教授会連合会は、代議員会の議決をもって、教授会連合会の議決とする。
- 4 代議員会に関する事項は、別に定める。

第5節 学年，学期，休業日

(学年)

第17条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第18条 1年間に授業を行う期間は、ガイダンス等の期間を含め35週にわたるものとし、学期等については次のとおりとする。

春学期（第1セメスター）

秋学期（第2セメスター）

ただし、9月1日から9月25日までは集中講義を行う場合がある。

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

春学期前半（第1クォーター）

春学期後半（第2クォーター）

秋学期前半（第3クォーター）

秋学期後半（第4クォーター）

- 3 前2項の授業日程は毎年度代議員会の議を経て学長がこれを定める。

(休業日)

第19条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (2) 日曜日
- (3) 春期休業
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業

- 2 学長は、代議員会の議を経て休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(創立記念)

第20条 本学の創立記念日は、11月5日とする。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第21条 学部の修業年限は、4年（8学期）とする。

（在学年限）

第22条 学生の在学年限は、8年（16学期）を超えることができない。

2 編入学生の在学年限は、4年（8学期）を超えることができない。

（進級）

第23条 入学後1年（2学期）以上在学し、20単位以上修得した者は、第2学年に進級する。

2 第2学年に1年（2学期）以上在学し、62単位以上修得した者は、第3学年に進級する。

3 第3学年に1年（2学期）以上在学し、90単位以上修得した者は、第4学年に進級する。

4 前項までの条件に併せて、各学年及びセメスター又はクォーターごとに、履修単位数の上限を別に定める。

第2節 入学

（入学の時期）

第24条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（入学資格）

第25条 本学へ入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）
- (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格し18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）
- (5) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を修了する必要がある。）
- (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (8) 指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (9) 旧制学校等を修了した者
- (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE Aレベルを保有する者
- (11) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
- (12) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（なお、18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。）
- (13) 本学において個別の入学資格審査により認められた18歳以上の者

（入学者の出願）

第26条 入学志願者は、本学所定の書類等を提出しなければならない。

2 提出の時期・方法・添付の書類等については、別に定める。

(入学者の選考及び入学許可)

第27条 前条の入学志願者については、選考のうえ学長が入学を許可する。

2 学生には入学と同時に学籍番号を付与し、在学中の事務取扱いは、この学籍番号によって処理する。

(入学手続き)

第28条 前条の選考の結果に基づき入学を許可された者は、本学所定の書類等を整え、学費等を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 本条に定める手続きをしない者は、入学の許可を取消す。

(2) 保証人は、保証対象の学生に関して大学が直接連絡をすることができる成年者であって、日本に居住している者とする。

(3) 保証人の責務は、次のとおりとする。

① 本学の教育研究方針に協力し、保証対象の学生に勉学を努めさせること

② 学生の休学及び退学時に、その申請書に意思確認のため署名すること

③ 保証対象の学生が本学に対して学費等の未納が生じた場合及び損害賠償義務その他の債務を負うに至った場合(本学の懲戒に関する細則に規定する懲戒事由に該当する行為に起因する場合を含む)、当該学生と連帯してその責任を負うこと。ただし、極度額は400万円とし、いかなる場合にも同額を超える責任を負わないものとする。

(4) 保証対象の学生に本学の懲戒事由に該当する行為があった場合及び学費未納等本学に対する債務が生じた場合には、本学は直接保証人へ通知することがある。

2 保証人が死亡又はその資格を喪失したときは、新たに保証人を定め、届け出なければならない。

第3節 編入学，再入学，復籍，転学部，転学科及び二重学籍の禁止，転学

(編入学，再入学，復籍)

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を希望する者については、選考のうえ第3学年次に入学を許可することができる。

(1) 本学又はその他の大学を卒業した者

(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者

(3) 専修学校の専門課程を修了し、文部科学大臣の定めるところによる者

(4) 短期大学、工業教員養成所、養護教諭養成所、高等専門学校を卒業した者

(5) 旧制の専門学校、高等学校高等科、大学予科等の課程を卒業又は修了した者

2 第49条により退学した者が、再入学を願い出たときは、その事情を調査し選考のうえ相当学年に再入学を許可することができる。ただし、再入学を願い出ることのできる期間は、退学の当該年度を含めて3年以内とし、それ以上の場合は選考に学科試験を課するものとする。

3 第1項及び第2項の規定により入学を許可された者は、既に修得した単位を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

4 第62条により退学の処分を受けた者は、再入学することができない。

5 第51条第1項第1号により除籍された者が、復籍を願い出たときは、その事情を調査し選考のうえ、在籍時に未納となっていた学費全額を納めたうえで復籍を許可することがある。ただし、復籍を願い出ることのできる期間は、除籍の当該年度を含めて3年以内とし、それ以上の場合は選考に学科試験を課するものとする。

- 6 前項の規定により復籍を許可された者は、既に修得した単位を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。なお、学費未納の学期に修得した単位を含める。
- 7 復籍した者が第51条第1項第1号により再度除籍となった場合は、復籍することを認めない。
- 第31条** 本学に入学、編入学、再入学、復籍を希望する者は、本学所定の書類等に入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 2 提出の時期、方法、添付書類等については別に定める。
- 第32条** 前条の入学希望者については、選考のうえ学長が入学を許可する。
(転学部、転学科)
- 第33条** 本学学生にして、他の学部又は学科に移籍を希望する者は、学長に願い出て欠員のある場合に限り、選考のうえ、1・2年次に限り許可することができる。
(二重学籍の禁止、転学)
- 第34条** 本学に籍を置く学生は、他の大学又は大学院との二重学籍を禁止する。
- 2 学生が他の大学へ転学するために他大学受験をしようとするときは、出願前に学長に願い出て許可を得なければならない。
- 3 学生が他の大学に転学しようとするときは、退学しなければならない。

第4節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

- 第35条** 授業科目は、第Ⅰ類科目、第Ⅱ類科目及び第Ⅲ類科目から構成される。
- 第36条** 学生は、原則として学則別表に示す授業科目の履修方法に基づいて、順次履修するものとする。
(授業科目の履修方法)
- 第37条** 本学の教育課程による授業科目は、必修科目、選択科目、自由科目に分類され、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 第38条** 第35条第1項に規定する科目の履修については、次のとおりとする。
- (1)第Ⅰ類科目は共通教育とし、それぞれの履修については、学則別表に示す授業科目の履修方法によるものとする。
- (2)第Ⅱ類科目の履修については、各学科の学則別表に示す授業科目の履修方法によるものとする。
- (3)第Ⅲ類科目は、資格課程、キャリア形成・アントレプレナーシップ人材養成に資する科目とし、学科の指導又は履修モデルにより、学則別表の各群から履修するものとする。ただし、教職・資格に関する科目のうち、教科に関する科目は各学科及び取得しようとする資格によって履修が指定される。
- 2 本学が必要と認める場合は、他の教育研究機関の協力を得て授業を実施することができる。
- 3 本学が必要と認める場合は、他の教育・研究機関の協力を得て授業を実施することができる。
- 第39条** 学生は所属する学部長の許可を得て、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合、前条第1項第3号の科目として取扱う。
(他の大学等における授業科目の履修)

第39条の2 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第39条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修及び本学が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第39条の2により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条の2及び第39条の3により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(取得できる資格等)

第40条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別表(3)による教職に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 博物館学芸員の資格を得ようとする者は、別表(5)による博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

3 図書館司書の資格を得ようとする者は、別表(6)による図書館司書に関する科目の単位を修得しなければならない。

4 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、別表(7)による学校図書館司書教諭に関する科目の単位を修得しなければならない。

5 社会福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、別表(8)-1による社会福祉士に関する科目の単位を修得しなければならない。

6 精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、別表(8)-2による精神保健福祉士に関する科目の単位を修得しなければならない。

7 日本語教員養成課程を履修しようとする者は、別表(9)による日本語教員資格に関する科目の単位を修得しなければならない。

8 社会教化者養成講座を履修しようとする者は、別表(10)による社会教化者資格に関する科目の単位を修得しなければならない。

第41条 学生は、学期の始めに履修しようとする授業科目を登録するものとする。

(試験)

第42条 削除

第43条 試験は、授業内等の試験と卒業論文試験又は卒業研究試験とする。

(単位の認定)

- 第44条** 単位認定の基準は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- 3 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(成績の評価)

- 第45条** 授業科目の成績は、AA・A・B・C・D・Z・Tの7種の評語をもって表し、AA・A・B・C・Tを合格とする。

第5節 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

- 第46条** 学生が疾病又はその他の理由により、就学することができない場合は、事情を具して学長に願い出て、その学期又は学年の終わりまで休学することができる。
- (1) 休学は、1年(2学期)以内とする。ただし、特別の事情のある場合には、引き続き許可を願い出ることができる。
- (2) 休学期間は、通算して2年(4学期)を超えることができない。
- (3) 休学期間は、在学期間には算入しない。
- (4) 休学及び休学期間延長を願い出るときは、所定の様式により、その事由を証明する書類(疾病の場合は診断書)を添付して、保証人と連署のうえ願い出なければならない。
- 2 前項による休学は、学長が決定する。

- 第47条** 疾病その他の理由によって、学修することが不相当と認められる場合には学長は休学を命ずることがある。

(復学)

- 第48条** 第46条及び第47条により休学した者が復学しようとするときは、所定の様式により各学期開始2週間前までに学長に願い出なければならない。
- 2 休学期間中でも、その事情が終わったときは届け出て復学することができる。ただし、復学する者は、当該納期分の学費等を納入しなければならない。
- 3 復学の時期は、学期の始めとする。

(退学)

- 第49条** 学生が疾病又はその他の理由により退学しようとするときは、所定の様式により、その事由を証明する書類(疾病の場合は診断書)及び学生証を添付して、保証人と連署のうえ願い出なければならない。
- 2 学年の途中で退学する者は、当該納期分の学費等を納入しなければならない。
- 3 第1項による退学は、学長が決定する。

- 第50条** 学生が次の各号の一に該当するときは、これを退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

- 2 前項第1号及び第4号による退学は、代議員会の議を経て学長が決定

する。

3 第1項第2号及び第3号による退学は、学長が決定する。

(除籍)

第51条 学生が次の各号の一に該当するときは、これを除籍する。

- (1) 定める期間内に学費を納入しない者
- (2) 学則第22条に定める期間に卒業できない者
- (3) 学則第46条第2号に定める休学期間を超えてもなお復学できない者
- (4) 死亡した者

2 前項による除籍は、学長が決定する。

3 第1項第1号による除籍は、学期ごとに行う。

4 前項の定めにかかわらず、第74条による延納許可を受けた者が、延納期限日までに当該学費等を納入しない場合は、当該期限日の翌日をもって除籍する。

5 第1項第1号により除籍された者は、除籍日より15日以内に除籍の取消しを願い出ることができる。

6 第1項第4号の死亡した者の除籍日は、死亡した日とする。

第52条 除籍となった者は、退学を願い出ることはいできない。

第6節 留学

(留学)

第53条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学に留学することを認めることがある。

(留学の資格)

第54条 留学することができる者は、原則として本学に1年(2学期)以上在学し、かつ各学年次標準以上の単位を修得した者とする。

(出願手続き)

第55条 留学しようとする者は、あらかじめ留学先の大学等の入学許可証又は受入れ承諾書を添付し、所定の様式により願い出て、本学の許可を受けなければならない。

(留学期間)

第56条 在学中に留学できる期間は、2年(4学期)以内とする。

第57条 留学に関する取扱いは、本章の規程のほか、別に定めるところによる。

第7節 卒業及び学位

(卒業)

第58条 本学に4年(8学期)以上在学し、所定の授業科目について第Ⅰ類科目30単位、第Ⅱ類科目70単位以上、第Ⅲ類科目24単位以上、合計124単位以上を修得した者には学士の学位を授与する。

2 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

(学位)

第59条 学士の種類は、次のとおりである。

仏教学部	仏教学科	学士(仏教学)
人間学部	人間科学科	学士(人間科学)
	社会福祉学科	学士(社会福祉学)
臨床心理学部	臨床心理学科	学士(臨床心理学)
文学部	人文学科	学士(人文学)
	日本文学科	学士(日本文学)
	歴史学科	学士(歴史学)

表現学部	表現文化学科 メディア表現学科	学士(表現文化) 学士(メディア表現)
地域創生学部	地域創生学科 公共政策学科	学士(経済学) 学士(公共政策学)

第8節 賞罰

(表彰)

第60条 本学学生にして、他の模範となるような行為のあった者はこれを表彰する。

(懲戒)

第61条 本学に在籍する者で本学の学則及び規則に違反し、又は学生の本分にもとり、本学の名誉を毀損する行為ある者及び成業の見込みのない者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

第62条 懲戒は譴責、謹慎、停学及び退学とする。

第9節 奨学生

(奨学生)

第63条 本学在学中、学業成績優秀なる者には、本学奨学生として、奨学資金を支給することができる。

2 奨学生に関する規程は、別に定める。

第10節 厚生施設

(厚生施設)

第64条 教職員及び学生の厚生施設を設ける。

第11節 委託生及び科目等履修生

(外国人特別生)

第65条 削除

(委託生)

第66条 他の大学又は公共機関から委託推薦された者を、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生の研修期間は、1年(2学期)以内とする。ただし、特別の理由ある場合は、1年(2学期)に限り延長することができる。

3 委託生で、授業科目の単位を修得した者は、その証明書を交付することができる。

4 委託生には、第2章の規定のほか、別に定めるところによる。ただし、委託生については第7節は適用しない。

(科目等履修生)

第67条 本学に科目等履修生を置くことができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第68条 削除

(教職特別課程)

第69条 削除

第12節 入学検定料、学費等

(入学検定料、学費等)

第70条 入学試験を受ける者は、別表(13)-1の入学検定料を納付し、入学を許可された者は、別表(13)-1及び-2の学費等を納入しなければならない。転入、編入、再入学、復籍の場合もこれに準ずる。

(学費等)

第71条 学費等の納入の金額は、別表(13)-1及び2に定める。教育職員、博物館学芸員等の資格等を取得するための課程を履修する者は、別に定める費用を納入するものとする。

2 外国人特別生、委託生、留学生の学費等は、これに準ずる。

3 在学中学費等について変更のあった場合には、新たに定められた金額を納入するものとする。

第72条 学費等は、学年の始めにおいて、指定期日以内に納入しなければならない。ただし、授業料及び施設設備費については、学期ごとに分納することができる。

2 指定納期は、第Ⅰ期(春学期)を4月末日、第Ⅱ期(秋学期)を9月末日とする。

3 年度のうち、1学期のみ在学する場合、授業料及び施設設備費については、年額の半額を納入する。

4 第46条により、各学期開始前に休学を願い出た場合は休学在籍料のみを納入するものとする。

5 第53条により、海外留学期間中の本学における学費等については、当該納期授業料を免除するが、諸費は全額を納入するものとする。

第73条 一度納付した学費等は、原則として、これを返還しない。

第74条 正当な理由により、やむを得ず学費等を延納するときは、直ちにその旨を届け出て許可を受けなければならない。

第75条 停学に処せられた者の学費等は、徴収するものとする。

第76条 転学又は退学するときは、その期までの学費等を徴収するものとする。

第13節 公開講座

(公開講座)

第77条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開くことができる。

第14節 改廃

(改廃)

第78条 この学則の改廃は、代議員会の議を経て、理事会が行う。ただし、第3条及び別表(13)の改廃については、理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和53年12月27日から施行する。

附 則

本学則は，昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は，昭和57年4月1日から施行する。

2 昭和56年度以前の入学生の実履修については，従前の例による。

3 昭和57年3月31日現在在学する者にかかる学費等の額は，従前の例による。

附 則

本学則は，昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 学則第3条第2項の規定にかかわらず昭和61年度から平成11年度までの期間を付した入学定員は，次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	
仏 教 学 部	仏 教 学 科	1 5 0 名	
文 学 部	哲 学 科	1 0 0 名	
	史 学 科	1 0 0 名	
	文 学 科	国 文 学 専 攻	8 0 名
		英 語 英 文 学 専 攻	8 0 名
	社 会 学 科	8 0 名	
	社 会 福 祉 学 科	8 0 名	
合 計		6 7 0 名	

2 本学則は，昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は，昭和63年4月1日から施行する。

2 施行年度以前の入学者についての履修方法については，従前の学則による。

附 則

本学則は，平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は，平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。
 ただし、教育職員免許法の一部改正に伴い、本学学則別表(3)は平成2年度入学者から適用する。

附 則

- 1 学則第3条第2項の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの期間を付した入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	
仏 教 学 部	仏 教 学 科	1 6 0 名	
文 学 部	哲 学 科	1 4 0 名	
	史 学 科	1 2 0 名	
	文 学 科	国 文 学 専 攻	8 0 名
		英 語 英 文 学 専 攻	8 0 名
	社 会 学 科	8 0 名	
	社 会 福 祉 学 科	1 1 0 名	
合 計		7 7 0 名	

- 2 この期間を付した入学定員は、平成11年度までとする。

- 3 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学生の単位履修等については当該入学年度の学則に準拠する。
- 3 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成5年度から平成11年度までの期間を付した入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	入 学 定 員
人 間 学 部	仏 教 学 科		1 6 0 名
	人 間 福 祉 学 科	社 会 福 祉 学 専 攻	8 0 名
		生 涯 教 育 専 攻	4 5 名
		臨 床 心 理 学 専 攻	4 5 名
社 会 学 科		8 0 名	

文 学 部	国 際 文 化 学 科		1 6 0 名
	日 本 語 ・ 日 本 文 学 科		8 0 名
	史 学 科		1 0 0 名
合 計			7 5 0 名

4 学則第40条第1項にかかる本学学則別表（3）については、平成5年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成9年度から平成11年度までの期間を付した入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	コ ー ス	入 学 定 員
人 間 学 部	仏 教 学 科		昼間主コース	160名
			夜間主コース	50名
	人 間 福 祉 学 科	社会福祉学専攻		80名
		生涯教育専攻		45名
		臨床心理学専攻		45名
社 会 学 科			80名	
文 学 部	国 際 文 化 学 科			160名
	日 本 語 ・ 日 本 文 学 科			80名
	史 学 科			100名
合 計				800名

3 学則第40条第1項にかかる本学学則別表（3）については、平成5年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成11年度の期間を付した入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	コ ー ス	入 学 定 員
-----	-----	-----	-------	---------

人間学部	仏教学科		昼間主コース	160名	
			夜間主コース	50名	
	人間福祉学科	社会福祉学専攻	昼間主コース	105名	
			夜間主コース	40名	
		臨床心理学専攻	昼間主コース	65名	
			夜間主コース	20名	
社会学科		昼間主コース	80名		
		夜間主コース	30名		
文学部	国際文化学科		昼間主コース	160名	
			夜間主コース	50名	
	日本語・日本文学科		昼間主コース	80名	
			夜間主コース	25名	
	史学科		昼間主コース	100名	
			夜間主コース	35名	
	合 計			昼間主コース	750名
				夜間主コース	250名

附 則

- 1 本学則は，平成12年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第59条の規定にかかわらず平成12年3月31日に在学する学生が卒業するまで社会学科は存続するものとする。
- 3 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成12年度から平成16年度の入学定員は，次のとおりとする。

学部	学 科	専 攻	コ ー ス	入学定員				
				平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
人間 学 部	仏教学科		昼間主コース	140名	120名	100名	100名	100名
			夜間主コース	50名	50名	50名	50名	50名
	人間福祉学科	社会福祉学専攻	昼間主コース	105名	105名	105名	105名	100名
			夜間主コース	40名	40名	40名	40名	40名
		臨床心理学専攻	昼間主コース	65名	65名	65名	65名	65名
			夜間主コース	20名	20名	20名	20名	20名
	人間科学科		昼間主コース	80名	80名	80名	80名	80名
			夜間主コース	30名	30名	30名	30名	30名

文学部	国際文化学科	昼間主コース	145名	130名	115名	100名	100名	
		夜間主コース	50名	50名	50名	50名	50名	
	日本語・ 日本文学科	昼間主コース	80名	80名	80名	65名	65名	
		夜間主コース	25名	25名	25名	25名	25名	
	史 学 科	昼間主コース	100名	100名	100名	95名	65名	
		夜間主コース	35名	35名	35名	35名	35名	
合 計			昼間主コース	715名	680名	645名	610名	575名
			夜間主コース	250名	250名	250名	250名	250名

- 4 改正前第37条第2項の規定にかかわらず授業科目の履修方法については、制限を設けないものとする。ただし、この規定は、施行年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成13年度から平成16年度の入学生定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	専 攻	コ ー ス	入学定員			
				平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度
人間 学部	仏 教 学 科		昼間主コース	105名	100名	100名	100名
			夜間主コース	50名	50名	50名	50名
	人間福祉学科	社会福祉学専攻	昼間主コース	105名	105名	105名	100名
			夜間主コース	40名	40名	40名	40名
		臨床心理学専攻	昼間主コース	65名	65名	65名	65名
			夜間主コース	20名	20名	20名	20名
	人 間 科 学 科		昼間主コース	80名	80名	80名	80名
			夜間主コース	30名	30名	30名	30名
文 学 部	国際文化学科		昼間主コース	145名	115名	100名	100名
			夜間主コース	50名	50名	50名	50名
	日本語・ 日本文学科		昼間主コース	80名	80名	65名	65名
			夜間主コース	25名	25名	25名	25名
	史 学 科		昼間主コース	100名	100名	95名	65名

		夜間主コース	35名	35名	35名	35名
合 計		昼間主コース	680名	645名	610名	575名
		夜間主コース	250名	250名	250名	250名

附 則

本学則は，平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は，平成15年4月1日から施行する。
- 2 学則第3条第2項の規定にかかわらず平成15年度から平成16年度の入学定員は，次のとおりとする。

学部	学 科	専 攻	コ ー ス	入 学 定 員	
				平成 15年度	平成 16年度
人 間 学 部	仏 教 学 科		昼間主コース	80名	80名
			夜間主コース	40名	40名
	人間福祉学科	社会福祉学専攻	昼間主コース	105名	100名
			夜間主コース	40名	40名
		臨床心理学専攻	昼間主コース	65名	65名
			夜間主コース	20名	20名
	人 間 科 学 科		昼間主コース	100名	100名
			夜間主コース	40名	40名
文 学 部	表現文化学科		昼間主コース	100名	100名
			夜間主コース	50名	50名
	歴史文化学科		昼間主コース	160名	130名
			夜間主コース	60名	60名
合 計			昼間主コース	610名	575名
			夜間主コース	250名	250名

(文学部国際文化学科，日本語・日本文学科，史学科の存続に関する経過措置)

文学部国際文化学科，日本語・日本文学科，史学科は，改正後の学則第3条第2項の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学

する者が卒業するまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

(人間福祉学科臨床心理学専攻の存続に関する経過措置)

2 第3条及び第59条の規定にかかわらず平成21年3月31日に在学する学生が卒業するまで人間福祉学科臨床心理学専攻は存在するものとする。

附 則

1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

(人間学部仏教学科，文学部表現文化学科，歴史文化学科の存続に関する経過措置)

2 第3条及び第59条の規定にかかわらず平成22年3月31日に在学する学生が卒業するまで人間学部仏教学科，文学部表現文化学科，歴史文化学科は存続するものとする。

附 則

1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

(人間科学科人間科学専攻，教育人間学専攻の存続に関する経過措置)

2 第3条及び第59条の規定にかかわらず平成23年3月31日に在学する学生が卒業するまで人間科学科人間科学専攻，教育人間学専攻は存続するものとする。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日現在，現に在籍している者の単位の履修方法及び学位の名称等については，当該入学年度の学則を適用する。

附 則

1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年4月1日現在，現に在籍している者の単位の履修方法及び学位の名称等については，当該入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成28年12月6日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 平成28年4月1日現在、現に在籍している者の単位の履修方法及び学位の名称等については、当該入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成30年6月6日から施行する。

2 内閣府地方と東京圏の学生対流促進事業（平成30年度から平成33年度までの4か年度事業）による協働大学との申し合わせに基づき、地域創生学部の開講科目として認定する科目（平成30年度）は、下表のとおりとする。

（静岡産業大学）

静岡産業大学		大正大学 地域創生学部		
静岡産業大学開講科目	単位数	科目群		単位数
しずおか学	2	専門・地域創生理論科目群	しずおか学（静岡産業大学）	2
情報技術基礎	2		情報技術基礎（静岡産業大学）	2

（島根大学）

島根大学		大正大学 地域創生学部		
島根大学開講科目	単位数	科目群		単位数
島根の企業と経済	2	専門・地域創生理論科目群	島根の企業と経済（島根大学）	2
島大ミュージアム学	2		島大ミュージアム学（島根大学）	2
地域未来論	2		地域未来論（島根大学）	2
実例ビジネス開発論	2		実例ビジネス開発論（島根大学）	2

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 本学則は、令和元年6月11日から施行する。

2 内閣府地方と東京圏の学生対流促進事業（平成30年度から令和3年度までの4か年度事業）による協働大学との申し合わせに基づき、地域創生学部の開講科目として認定する科目（令和元年度）は、下表のとおりとする。

（静岡産業大学）

静岡産業大学		大正大学 地域創生学部		
静岡産業大学開講科目	単位数	科目群		単位数

しずおか学	2	専門・地域創生理 論科目群	しずおか学 (静岡産業大学)	2
-------	---	------------------	-------------------	---

(島根大学)

島根大学		大正大学 地域創生学部		
島根大学開講科目	単位数	科目群	単位数	
島根の企業と経済	2	専門・ 地域創 生理論 科目群	島根の企業と経済 (島根 大学)	2
課題解決人材入門： 東京圏と島根県の 学生の対流	2		課題解決人材入門： 東京圏と島根県の 学生の対流 (島根大学)	2
地域博物館への いざない	2		地域博物館へのいざない (島根大学)	2
地域未来論	2		地域未来論 (島根大学)	2

附 則

本学則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第59条の規定にかかわらず令和2年3月31日に在学する学生が卒業するまで、人間学部社会福祉学科，人間学部人間環境学科，人間学部教育人間学科は存続するものとする。

附 則

本学則は、令和2年6月18日から施行する。

附 則

本学則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、令和2年9月18日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス禍における学生の通学機会を確保するため、仏教学部，文学部，人間学部，心理社会学部，表現学部，地域創生学部の6学部を対象とする。開設期間は、最長で令和5年3月31日までとする。

学部	対象学年	科目分類	科目の名称	単位数	科目の種類
仏教学部 文学部 心理社会学部	1	第Ⅲ類科目	教養総合	1単位	自由科目
仏教学部 文学部 人間学部 心理社会学部 表現学部 地域創生学部	2・3・4	第Ⅲ類科目	専門総合	1単位 2単位	自由科目

附 則

本学則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第59条の規定にかかわらず令和6年3月31日に在学する学生が卒業するまで，社会共生物学部公共政策学科，社会共生物学部社会福祉学科，心理社会学部人間科学科，心理社会学部臨床心理学科は存続するものとする。
- 3 別表（2）-1の改正については，令和4年度入学生から適用する。
- 4 別表（2）-2 第Ⅲ類科目 G群（スポーツ関連科目）のうち，「スポーツ社会学概論」「スポーツ行政論」，「スポーツとホスピタリティ」，「スポーツ経営管理論」は令和4年度入学生から適用する。

附 則

本学則は，令和7年4月1日から施行する。